平成２２年（フ）第６９０号
東京都羽村市富士見平１丁目９番地13エルグレイス308
債務者　齊藤　文夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９１号
東京都羽村市富士見平１丁目９番地13エルグレイス308
債務者　齊藤　範子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙79番地３　大垣アパート１号鈴木方、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字大島730番地
債務者　髙久　容子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第６７１号
東京都東久留米市中央町２丁目４番７号
債務者　伏見　重夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６８１号
東京都多摩市永山４丁目２番地５―1105
債務者　寺田　紀之
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８４号
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水８番地４
破産者　東　三千男
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４５号
茨城県行方市繁昌1306番地１
破産者　池田　卓司
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２０年（フ）第９６４号
埼玉県草加市八幡町204番地　パラディヤハタ203号、開始決定時の住所埼玉県草加市青柳３丁目34番10号
破産者　高森　公夫
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３８号
さいたま市浦和区東岸町16番20号　岸町マンション605号室
破産者　久保野篤彦
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
佐賀県唐津市原665番地２、前住所佐賀県唐津市湊町963番地
破産者　山下　秀則
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５４号
静岡県富士市大淵345番地の４
破産者　山崎　一光
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２６２２号
名古屋市北区北久手町146番地　グリーンハイツ長谷川408号室、住民票上の住所名古屋市港区辰巳町32番25号　辰巳町セピア館３―２
破産者　富永　良造
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４４号
愛知県小牧市中央２丁目185番地　老人保健施設豊寿苑、住民票上の住所愛知県岩倉市下本町丸之内134番地　メゾンフローレス405
破産者　榊原加代子
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７９号
釧路市鳥取北４丁目14番17号
破産者　小坂　　隆
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第６７号
秋田県鹿角市花輪字下花輪93番地
破産者　杉山　重夫
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第４９５号
山形県東村山郡中山町大字長崎4427番地１、開始決定時山形県寒河江市西根２丁目６番10号
破産者　芳賀　さだ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部